

③就業支援講習会等事業

母子家庭の母等については、就業経験がない者、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある者、転職希望はあるが仕事と家庭の両立に不安を抱えている者、就業に際して必要な技能の習得やよりよい仕事に就くためのキャリアアップを望む者、起業するためのノウハウの習得を望む者など、様々なニーズが考えられる。

そこで、地域の様々なニーズに応じて、仕事に結びつく可能性の高い能力や資格を習得するための就業支援講習会を開催しており、その実施状況は次のとおりである（図表2-1-4）。

図表2-1-4 就業支援講習会の実施状況

受講者数（延べ数）			就業実績（延べ数）				
総数	内訳		総数	内訳			
	有業者	無業者		常勤	非常勤・パート	自営業・その他 (不明含む)	
9,083人	6,219人	2,457人	407人	400人	99人	232人	69人

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 数字は平成15(2003)年4月から12月までの実績である。

④就業情報提供事業

講習会修了者等の求職活動を支援するため、公共職業安定所等職業紹介機関と連携しつつ、母子家庭等就業支援バンクを開設し、母子家庭の母等の希望する雇用条件等を登録し、希望に応じた求人情報を登録された母子家庭の母等に適宜提供するとともに、インターネット等を活用した情報提供、電子メールによる相談、企業等への雇用を促進するための啓発活動なども行っている。

就業情報提供事業の実施状況は、次のとおりである（図表2-1-5）。

図表2-1-5 就業情報提供事業の実施状況

情報提供 延べ件数	就業支援バンク 登録延べ人数	情報提供者 延べ人数	就業実績（延べ数）	内訳		
				総 数	常勤	非常勤・パート
4,457件	1,666人	2,888人	319人	74人	235人	10人

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 数字は平成15(2003)年4月から12目までの実績である。

⑤特別相談事業

母子家庭の生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取決めなど生活に密着した様々な法律・経済的問題等について、弁護士等の専門家による相談事業を実施している。

特別相談事業の実施状況は、次のとおりである（図表2-1-6）。

図表2-1-6 特別相談事業の実施状況

総 数	相 談 内 容						
	養育費 (取決め)	養育費 (履行確保)	法律問題		子育て・ 生活支援	その他	
			経済的相談	その他			
相談延べ件数	1,802件	299件	95件	526件	555件	189件	138件

資料：厚生労働省雇用均等・児童家庭局調べ

(注) 数字は平成15(2003)年4月から12月までの実績である。

⑥母子家庭等就業・自立支援センター事業等への評価

母子家庭等就業・自立支援センターの活動により、就業に結びついたことが明らかなものは、延べ1,484人（平成15年4月から12月までの就業相談事業、就業支援講習会等事業及び就業情報提供事業の実績の計、地方公共団体把握分に限る）である。

母子家庭等就業・自立支援センターの就業実績については、延べ173名の就業実績を挙げたセンターなど、延べ100名以上の実績を挙げるセンターがある反面、就業実績を挙げられていないセンターもある。

母子家庭等就業・自立支援センター事業を始め、自立支援事業が制度として定着しつつある一方で、地方公共団体の取組みについては精粗が見られる。就業支援について、地方公共団体に一層積極的に取り組んでいただく必要があり、地方公共団体のインセンティブを高めるよう努めていく。

コラム1

～大阪市における母子家庭の母への就業支援策について～

大阪市では、平成14（2002）年度、児童扶養手当受給資格者数は28,622人にのぼり、5年前の平成9（1997）年度の20,760人と比べ7,862人の増加となっている。また、平成14（2002）年に離婚件数が8,333組、離婚率3.18（人口1千人当たりの離婚件数）となり過去最高となった（厚生労働省大臣官房統計情報部「人口動態統計」平成14年）。

このように、母子家庭の急増と不況による厳しい雇用情勢を踏まえて、大阪市では、平成15（2003）年度から、母子家庭等就業・自立支援センター事業を開始し、これを中心に母子家庭の母への就業支援策の充実を図っている。

平成15（2003）年度における大阪市母子家庭等就業・自立支援センター事業は大阪市の母子福祉団体である（社）大阪市母と子の共励会に委託して実施しており、就業相談員として、市のOB、ハローワークのOB、母子福祉団体の母子部役員、民間企業出身者等が、それぞれのキャリアを活かし、日々の就業相談に従事している。

また、平成15（2003）年10月から、市内24区の区役所内の保健福祉センター地域保健

福祉課（母子寡婦福祉業務担当課）への就業相談員の定例出張（各区月1回）を開始し、地域でのより身近な相談を実施するとともに、地域保健福祉課の母子自立支援員との連携を促進している。

さらに、就業相談員は求人開拓を行う就業支援員を兼務している。本市担当課と母子家庭等就業・自立支援センター就業相談員が連携し、公益法人等を訪問し雇用先の開拓を行っている。

2章 コラム2

～大阪府における母子家庭等就業・自立支援センター事業の取組み～

大阪府においては、母子家庭の生活全般を支援する大阪府母子福祉センター（大阪市中央区）を運営する（社福）大阪府母子寡婦福祉連合会に委託する形で、母子家庭の母等の就業支援に当たる「就業支援センター」を開設し、平成14（2002）年7月から就業に関する専門の相談員を配置して相談に応じるなど、様々な就業支援に関する取組みを行ってきた。また、平成15（2003）年4月からは、事業の本格実施に伴い、母子家庭の母の総合相談窓口である母子自立支援員のスキルアップ研修等を担う（社福）大阪府総合福祉協会、母子家庭雇用の啓発や雇用協力企業の発掘等求人情報の収集を担う（社）おおさか人材雇用開発人権センターを新たに委託先に加え、母子家庭に対する就業支援策を強化している。

相談者も平成14（2002）年度モデル実施時88人に比べ、平成15（2003）年度は平成16（2004）年1月末現在で328人と増加しており、仕事を探す母子家庭の母等の相談に応じ助言したほか、各種技能講習への誘導や求人情報の提供など求職活動の支援を行ってきた。

また、就業支援を進めるには、母子家庭等就業・自立支援センターが現場のニーズをくみ上げることが必要である。このため、府児童家庭室においても、平成15（2003）年度から就業支援を柱として再編成した「母子家庭の自立を支援する連絡調整会議」を府内5つのブロック単位毎に開催しており、ハローワーク、母子自立支援員、地域就労支援センター、コーディネーター、母子生活支援施設職員、母子家庭等就業・自立支援センター相談員等、母子家庭の就業に携わる者が参加し、情報や意見を交換する場としている。

コラム3

～富山県と富山市における母子家庭等就業・自立支援センター事業の取組み～

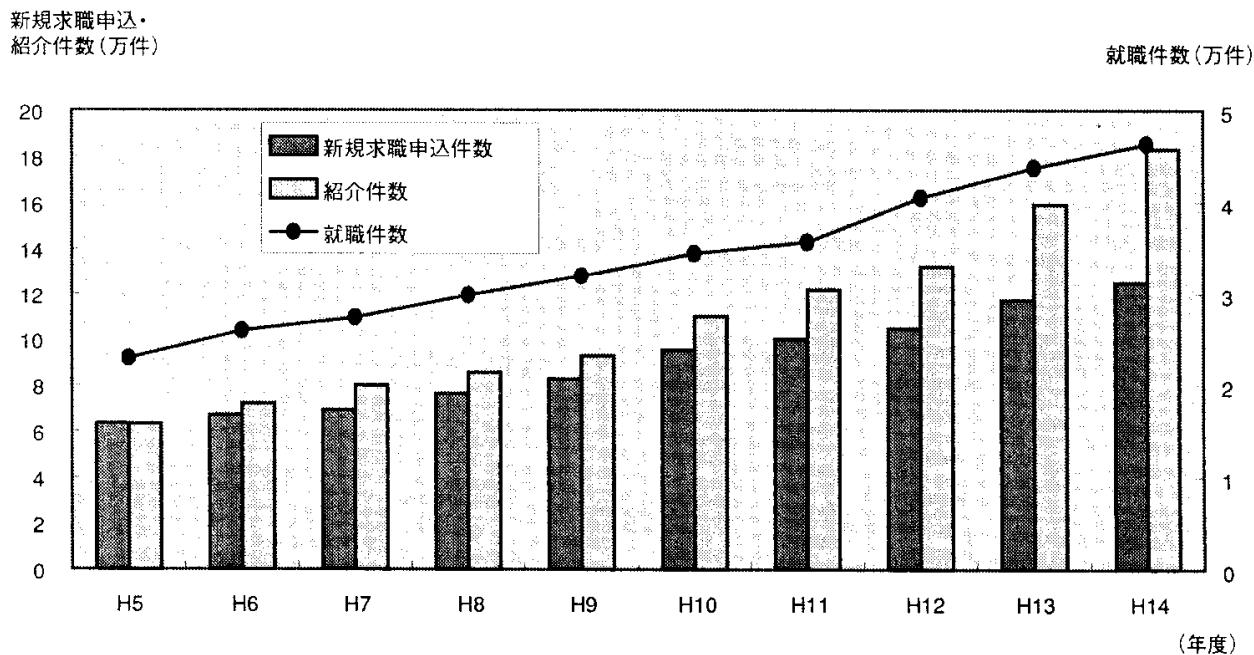
富山県と富山市（中核市）は、平成15（2003）年10月より、母子家庭等就業・自立支援センターを共同して設置しており（費用については、国が2分の1を負担し、富山県が3分の1を負担し、富山市が6分の1を負担している。）、その運営は（財）富山県母子寡婦福祉連合会へ委託している。同母子家庭等就業・自立支援センターには、就業相談や求人情報の提供を行う就業相談員を1名（無料職業紹介所責任者講習会受講者）、求人開拓のための地域企業の訪問等を行う就労支援員を5名配置しており、日々母子家庭の自立に向けて就業支援を行っている。

(3) 公共職業安定所における職業相談、職業指導

公共職業安定所においては、寡婦等職業相談員を配置するなど、母子家庭の母を含め、就職を望む者に対し、きめ細かな職業相談及び職業紹介を実施し就職の促進を図っている。

母子家庭の母について、平成14（2002）年度の新規求職申込件数は124,879件、紹介件数は183,205件、就職件数は46,334件である（図表2-1-7）。

図表2-1-7 母子家庭の母の職業紹介状況



資料：厚生労働省職業安定局調べ

2

職業能力開発

母子家庭の母については、婚姻中、離職していたことにより職業能力が低下していたり、就業していても母子のみで自立した生活を確保するに足る収入を得るだけの職業能力に欠ける場合も多い。このため、地方公共団体における自立支援施策の実施の推進を図るために、平成15（2003）年度からは、従来の公共職業訓練に加えて母子家庭の母を対象に自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費を創設している。

(1) 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の自立を促進するためには、母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援する必要がある。

このため、平成15（2003）年度から新たに、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有していない母子家庭の母が教育訓練講座を受講し、修了した場合、当該母子家庭の母に対し経費の40%（20万円を上限とする）を支給する自立支援教育訓練給付金事業を実施している。